

館山市情報提供
令和2年10月5日
健康福祉部 健康課
担当：庄司 Tel.23-3113

「館山市子育て世代包括支援センター」を開設

愛称は「たてっ子」に決定！！

館山市は、安心して妊娠・出産・子育てができるように、保健師が相談にお応えする窓口「館山市子育て世代包括支援センター“たてっ子”」を10月1日、健康課内（館山市コミュニティセンター）に開設しました。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行います。

- ・母子健康手帳の交付時に体調や心配事などをお聞きし、妊婦1人ひとりの状況に合わせた情報の提供を行うとともに、支援プランや子育てスケジュールを一緒に作成します。
- ・出産や子育てに関する不安や悩みを解決するために一緒に考え、子どもの成長に合わせた情報の提供やアドバイスを行います。

健康課や、こども課が連携するだけでなく、今まで以上に保健医療や福祉の関係機関とも連携を図っていきます。

<「たてっ子」という愛称について>

大人から こどもまで親しみやすいような愛称の候補のなかから、妊婦や子育てをする保護者等が投票し「たてっ子」に決定！

（「館山の子」を略した「館山のこども達のためのセンター」という意味です）



【子育て世代包括支援センターとは】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に円滑に対応し、切れ目のない支援を行うことを目的に子育て世代包括支援センターは設置される。

国は、令和3年3月までに子育て世代包括支援センターの設置を目指している。

【該当法令】

母子保健法 第22条

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）を設置するように努めなければならない。

【対象者】 主として妊産婦及び乳幼児とその保護者

【業務内容】

- (1) 妊産婦及び子どもの健康の保持及び増進並びに子育てに関する支援に必要となる実状の把握に関すること。
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する各種の相談に応じた、必要な情報の提供、助言及び保健指導に関すること。
- (3) 妊娠、出産、産後及び子育ての期間を通じた、妊産婦及び子どもの保護者に対する支援プランの策定に関すること。
- (4) 妊産婦及び子どもの保健医療又は福祉に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、妊産婦及び子どもの健康の保持及び増進のため市長が必要と認める事業に関すること。

【センター概要】

設置場所：健康課（コミュニティセンター）

組織構成：健康課及びこども課 連携：社会福祉課、教育総務課他

職員：健康課保健師及びこども課職員

（センター職員として保健師1名（兼務）がまとめ役）

【県内の設置状況】

令和2年度設置予定：13市町（安房地域：館山市、南房総市、鋸南町）

令和元年度までに設置済み：41市町村（運営はすべて直営）（安房地域：鴨川市）